

令和7年8月8日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年8月8日（金）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール2

農業委員数19名

出席者16名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英 11番 岡 潔 12番 玉置 伸 13番 上森 力
14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 17番 長嶺 博司 19番 峯園 五郎
欠席者 10番 瀧川 裕司 16番 川井 洋之 18番 松本 平男
事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 主事 小出 真衣 事務員 近藤祐斗
会議録署名委員 2番 田中 輝勇 17番 長嶺 博司

議長 皆さんこんにちは、8月に入っても、大変猛暑が続いております。昨日は立秋で、本来ならばだいぶ涼しくなってくる頃じゃないかと思うんですけども、雨がほとんど降らないんで。この前からの天気予報では、7日ぐらいから4、5日はちょっとぐずついて、予報を見ると10ミリとか、9ミリとか、そんなのがずっと続いておったんで、かなり期待しておったんですけども、ちょろちょろっと、昨日降ったぐらいで、大変暑い日が続いております。私事になるんですけども、梅干作業を今年はどうしようかな、もうちょっとずらそうかなと思ってたんですけども、まあ、もう、やろうと思って、7月23日から、もう大分干しました。雨がほとんど降らないんで、毎日、80枚から100枚くらいずつ、ずっと入ってくるんで、選果作業が大変なんですけど、そっちの方はまあいいんですけども、今度は梅の木がちょっと萎れてきたところもあるんで、既に灌水を2回やったところもあります。ただ、スプリンクラーの整備できてないところは、タンクを積んでいくわけにもいかんし、これはもう運任せで、来年の実の成りにダメージになるんじゃないかと、ちょっと心配してるんですけども、まあ、農業というのは、本当に自然に左右されるのが多いんで、これはもう致し方ないなと思ってあきらめております。もう一つですけど、米の価格が高騰して、政府も重い腰を上げて、ようやく増産に舵をきるということも発表されました。ただ、政情が不安定なので、今後どうなるかというのは分かりませんが、増産のために生産技術を活用するスマート農業の推進とか、農地の集積など経営の大規模化とか、法人化とか、そういうことを上げておりました。これだけだと、やっぱり米どころの田んぼのいっぱいあるところで、我々の中山間地については、あんまり関係ないなと思ってたんですけども、その中で、ひとつ気になることで、大規模化が難しい中山間地、いわゆる我々のとこのような地域を指しているんだと思うんですけども、こうした地域を支援するために、新たな制度を設けるという政府の方針が出ております。今後も安心して米づくりを継続できるような、そういう風な新しい支援策を何か考えていただければなあと、ちょっと期待をしておきたいなと思います。それでは、審議に入ります前に、年度の途中でありますけども、8月1日付で人事異動がありましたので、ご紹介

をお願いしたいと思います。

岡内 局長 (異動のあった職員について紹介)
 議 長 よろしくをお願いします。それでは、もう一つ、会議に入ります前に、事務局から提案事項がありますので説明をお願いします。

岡内 局長 (定例会の進め方及び農地パトロールの進め方について説明)
 松平 係長 (農地パトロールの細かな内容について説明)
 議 長 はい、ありがとうございます。ただ今説明のあった2点について、ご意見、ご質問ございませんか。

〇〇番 委員 例年の対象の地図、地番については、送ってもらえるということでいいですか。

松平 係長 後日送付させていただきます。
 議 長 他にございませんか。いかがでしょうか、この2点について、ご了承いただけますでしょうか。

委員 全員 異議なし。
 議 長 それでは、本日より、そのようにさせていただきたいと思います。続きまして、農業振興課から説明事項がありますので、説明をお願いします。

農振課 南山 (農用地利用集積等促進計画について説明)
 議 長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議 長 (なしの声あり)
 議 長 ないようですので進めさせていただきます。最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定についての申し出がありますので、併せて、事務局から説明をお願いします。

農振課 南山 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、534㎡、他1筆、合計1,029㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年7月4日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,530㎡、他3筆、合計2,118㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、899㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間15,000円、口座払い、期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,314㎡の内1,900㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年10月1日から令和11年9月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、210㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,431㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人代表、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、

期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 162㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間20,000円、口座払い、期間は令和7年10月1日から令和8年9月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、695㎡、他1筆、合計1,631㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間50,000円、口座払い、期間は令和7年10月1日から令和17年9月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,788㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,124㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間11,240円、口座払い、期間は令和7年10月1日から令和13年9月30日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、415㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年10月1日から令和17年9月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、954㎡、他1筆、合計1,101㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,931㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和7年10月1日から令和13年9月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,559㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間25,000円、口座払い、期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,836㎡、他6筆、合計6,364㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間177,900円、口座払い、期間は令和7年10月1日から令和10年9月30日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、666㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年10月1日から令和13年9月30日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、380㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・スモモ、期間は令和7年10月1日から令和8年9月30日の更新です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、700㎡、他6筆、合計4,414㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年10月1日から令和17年9月30日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、844㎡、他1筆、合計1,277㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日の新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、892㎡、他3筆、合計2,256㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り

手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間１５，０００円、口座払い、期間は令和７年１０月１日から令和８年９月３０日の新規です。２０番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、１３２㎡、他２筆、合計７６５㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の柿・野菜、期間は令和７年１０月１日から令和１０年９月３０日の新規です。以上２０件につきまして、計画書を審査いたしましたところ、特に問題はありません。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。１番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、２番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。２番について、異議ございません。

議 長 はい、３番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。３番について、異議ございません。

議 長 はい、４番、５番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは一生懸命されている方ですので、異議ございません。

議 長 はい、６番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この〇〇さんは、若い方ですけど、いろいろ借りて、前向きに農業経営をやっております。異議ございません。

議 長 はい、７番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。７番について、異議ございません。

議 長 はい、８番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。後継者もございます。異議ございません。

議 長 はい、９番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新ですので異議ございません。

議 長 はい、１０番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇君は２年程前から名前が出ておると思うんですけども、新規就農で頑張っております。異議ございません。

議 長 はい、１１番、１２番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。１１番の〇〇さんは農業を一生懸命やっている方で、手広くされております。問題ありません。１２番、１３番について、〇〇君は若手のホープというか、一生懸命やっています。問題ありません。

議 長 はい、１４番、１５番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。本日欠席の〇〇委員より、１４番、１５番ともに異議なしと報告しておいてほしいとのことです。以上です。

議 長 はい、１６番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、１７番。

〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議 長	はい、18番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議 長	はい、19番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長	はい、20番。
〇〇番 委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議 長	はい、以上20件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員	異議なし。
議 長	はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。南山君、ありがとうございました。
	(農振課 南山退席)
議 長	はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、10番瀧川裕司委員さん、16番川井洋之委員さん、18番松本平男委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、2番 田中輝勇委員さん、17番長嶺博司委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地等売渡あっせん申出についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。
近藤 事務員	1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,774㎡、他3筆、合計4,713㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,484㎡、他1筆、合計2,529㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は332㎡、他4筆、合計3,256㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は357㎡、他1筆、合計517㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は62㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は60㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は41㎡、他3筆、合計145㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は294㎡、他3筆、合計2,373㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土

地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は83㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が宅地、現況が畑、面積は221.58㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は33㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は34㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は872㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上13件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。あっせんによる売買ですので異議ございません。

議 長 はい、2番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これもあっせんによる売買です。異議ございません。

議 長 はい、3番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これは親子での贈与であって、何ら問題ないと思われます。異議ございません。

議 長 はい、4番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番について、異議ありません。5番についても、隣接地の取引ですので異議ありません。

議 長 はい、6番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、7番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは〇〇さんの妹さんの旦那さんです。異議ございません。

議 長 はい、8番から10番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは相続したのを貸して耕作してもらってたんですけども、3年前から耕作してもらえなくなりまして、〇〇さんという近くの方に売るということで、異議ありません。9番、この方は京都から来られるんですけども、営農計画があり、申請書によりますと年に150日くらい耕作されるということで、異議ありません。10番については、親子間の贈与ですので異議ありません。

議 長 はい、11番から13番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。11番から13番について、異議ありません。

議 長 はい、以上13件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農

地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 6ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は363㎡の内7.52㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は排水路7.52㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は住宅地等に囲まれた小集団の農地の1つであるため、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第6項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6日の日に、〇〇〇〇で10時前に、〇〇委員さん、事務局と合流し、現地調査をしてまいりました。〇〇から順番に、〇〇、〇〇、そして〇〇と各申請地を回ってきました、1番の〇〇の案件ですけども、申請場所は、〇〇〇〇より西へ約400m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、同意あり。西側が市道、南側が畑、同意あり。北側が宅地となっております。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、土地が低く水はけが悪いため、野菜の生育が悪い状態であり、排水不良改善のため、排水路を設置するものです。切土、盛土はありません。雨水は西側市道側溝へ放流するということで、特に問題はないと思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで、異議ありません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 7ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は76㎡、他2筆、合計631㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟、124.21㎡、駐車場・庭園、506.79㎡、合計631㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地の1つである為、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は697㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,140㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は庭園、1,837㎡、着工日、工

事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和7年6月26日抜きとなっています。隣接同意はございます、水利同意は得られておりません。同意に至らなかった理由については、申請地で、病虫害駆除や除草のために農薬を使用した場合、雨水が水路に排水されると、下流に存在する水田に、将来影響を及ぼす可能性があるため、水利組合は今回の計画には同意できないとの意見であったとのこと。この件については、資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。この土地は、過疎化の山村区域にある小集落の農地の1つである為、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が原野、現況が休耕畑、面積は265㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、使用目的及び規模は住宅1棟、111.79㎡、駐車場等、153.21㎡、合計265㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は住宅地と山林に囲まれた小集団の農地の1つであるため、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。農地法第5条申請について報告します。1番は私が説明し、2番以降は〇〇委員が説明します。申請場所は〇〇〇〇より南へ約200m、現況は休耕田です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田で譲渡人所有地。と宅地と雑種地、西側が公衆用道路、南側と北側が市道となっております。〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、譲渡人は相続により取得しましたが、県外在住のため、維持管理が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。転用内容は住宅・駐車場で、切土盛土はありません。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、北側市道側溝へ放流するとのこと。特に問題はないと思われます。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。それでは2番を説明いたします。申請場所は〇〇〇〇より北東へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側は里道、西側は里道、水路、南側は宅地、北側は田、同意あり。となっております。〇〇水利組合の同意は先程事務局から説明があったとおりありません。転用理由選定理由については、譲渡人は農業を営んでおらず、維持管理が困難となっていたところ、隣接で、建設中の宿泊施設と一体利用するため、庭園用地として転用するものです。転用内容は庭園で、整地のみです。排水等につきましては、雨水は自然浸透及び余水は南側既設水路へ放流するとのこと。現場は湿地帯のような、出水が多いような土地で、ガマという植物が生えていました。これは乾いたところ

では育たず、湿地帯で育つということなので、庭園として埋め立てるとかでなく、庭園として整地するとのことなので、許可相当かと思われます。

3番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約400m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側は市道、西側は宅地と原野、南側は宅地、北側は宅地と原野となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由については、譲渡人は相続により取得しましたが、農業を行っていないため、維持管理が困難となっていたところ、この度、話がまとまり、住宅用地として転用するものです。転用内容は住宅・駐車場で、切土60cmです。排水等につきましては、合併処理後、雨水とともに、東側市道側溝へ放流するとのこと。これも何ら問題はないはないと思われます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。〇〇さんは〇〇さんの姪子になる方の旦那さんで、ここに、住宅を建てるということです。異議ございません。

議長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。この2筆については沼田のようなところで、計画の桜や紅葉を植樹できるようなところではなく、事務局に転用目的実現の可能性はないと申し上げました。それと、転用事業者なんですけども、隣接で商業施設を建設中であり、水路への排水等で、下流の水田で有機無農薬で水稻栽培をしている耕作者が揉めたため、今回は排水路は別に設けてほしいと、農業用水へ流さないでほしいと言ったんですが、それは聞き入れてもらえませんでした。次に、事務局へお願いなんですけども、申請書を受け取って事前に下見をすると思うんです。その時に何か問題があれば地元の農業委員に報告してほしいし、相談してほしいです。特にこの辺りは過去の隣接の排水に関する件もあるので、慎重になってもらいたいと思います。6ヶ月ごとに状況について報告があるということなので、転用することに関しては異議ありませんが、今後、先ほどお願いしたような対応をお願いします。以上です。

議長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで異議ございません。

議長

はい、2番の案件なんですけども、事務局から何かありますか。客観的に報告していただければと思うんですが。

松平 係長

委員さんから話を聞きまして、行政書士を通じて施主に、ここは沼田などで広葉樹等を植えるのは難しいという話をさせていただいたんですが、そこが沼田なのはわかってます。樹木を植えるところについては、草を刈って現状を見て、植えられそうな所へ樹木を配置するように考えているとのこと、樹木が植わらないところについては、花等の種をまくそうです。また、水が溜まるような部分については、自然のままの季節の水辺の草等が生えるであろうから、景観を損なわないように手入れして、そのまま利用する。というような考えも持たれているようです。

議長

事務局としては、許可についてはどう考えてますか。

松平 係長 転用の実現性の話になると思うんですが、申し訳ありませんが、こういう草が生えている場合は底に水があり、広葉樹は育たないなどの知識を持ち合わせておりませんでした。ですが、転用の実現性としては、位置を変える等のいろんな対応を行うことで、目的である庭園にすることは可能であると考えます。周辺農地への影響については、そんなひどい農薬を使う予定はないということで、周辺の農地に著しい影響を与えることはないであろうという判断です。

議 長 地元農業委員さんの意見、事務局の説明、現地調査委員さんの意見を聞いて、皆さん方いかがですか。何か意見はございますか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。今の係長の現地を見てから判断するという申請人の話なんですけども、この計画は現地を見ずに作られたもんなんですか。そういうのを受理したんですか。日照り続きなのに水浸しの土地で植樹なんかできるはずがない。スイレンとか、ハスとか花菖蒲とかを植える計画なら、なるほど、それはいいわとなるけども。

松平 係長 いえ、現地を確認して作られております。

〇〇番 委員 あと、付近の農地に悪影響を及ぼさんということやけど、付近に農地なんかないから、下流で水田をしてる人だけやから、その人が困っておったから、今回の転用については慎重にして、別に水路を設けてくれと、〇〇〇〇へ流さんようにという話をしたけど、それも聞いてもらえなかった。申請書の審査についてはもっと慎重になってほしいと思います。

松平 係長 わかりました。

議 長 地元の委員さんが言うように、ちょっと問題があるんと違うかという投げかけなんやから、その辺りをどうするか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。苦情のあった水田を耕作している人については、耕作をやめて、今は別の人がやっています。その人には庭園になることは言ってます。大雨降った時には取水口を閉めるという話になってます。転用に関しては、今耕作している人は対応するということなんで、問題ないと思います。

議 長 まあ、確かに水田で稲作をしている人については、どの程度除草剤が流れてくるかわからんですけど、直接流れてくる場合は、枯れる恐れはないとはいえんな。下流の田は大分近いんですか。

〇〇番 委員 200mぐらいは離れてるか。

議 長 この近くには用水路以外の水路はないんか。

松平 係長 既設の水路が左側に書かれていますが、その水路の方が位置的には高いと思います。ですので、そちらへ流すのは難しいと思います。

議 長 右の水路が水田へ行く水路か。

松平 係長 そうです。

議 長 左の水路は用水路とは違うと。

松平 係長 左の水路は既設側溝となっていますが、高さが申請地より高い位置にあります。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。いろいろここで審議をされるんですけども、担当者とか地域の委員さんにはご不便をかけるという気がしますが、慎重に審議をす

るという中では、例えば1ヶ月とか2ヶ月とか時間をかけて、後で悔いのないように、みんなが納得いく答えが出るような考え方をしていただきたいなと思います。

議 長 今の意見を聞いて皆さん方から何かございませんか。状況が分からないのでここが知りたい等の質問でもいいです。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。事務局に質問です。雨水の排水について、法律的にはどうなるのか。

松平 係長 雨水は、そこに溝があれば、流入するのは普通のことであると思います。

〇〇番 委員 そういうことではなく、水路へ入るような処理をするのか、しないのか。する場合はどうなのかということです。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。今回の件については、下流の水田を作られている方も了解してくれているし、許可相当でかまわないと思うんです。今後のことについて、こういう土地に桜を植えることが不可能やとかきちん判断してほしいし、過去にもめ事があった場合とかは、事前に地元委員に相談するとか、慎重になってもらいたいと思います。

松平 係長 そういう案件については、対応させていただきます。

〇〇番 委員 今回から、〇〇〇〇は、転用があるのであれば、その都度、新たに排水路を作ってくださいという方針にしましたので、今回も言いましたが、対応してもらえなかったのです。

議 長 議案としてあげてきてる状態なんで、事務局としては通るやろうという考え方の中であげてきてると思うんで。この辺り事務局長いかがですか。

岡内 局長 知識の乏しい我々が中途半端な判断をしたということをお詫び申し上げます。今聞いている中では、科学的な根拠を示す、そこまでいかんと判断しにくいんじゃないかそういう感じがします。桜の木を植えるのに対して、我々が見ても沼田のような格好になっておるので、どうなるのかなというのは確かに危惧される場所ではあるんですが、何らかの形で根を張るようにするなどの工夫は、造園屋さんなんかはノウハウを持っている可能性もあるので、その道のプロに判断してもらえばと思うんです。先程から言われておる農薬をまく話になったときも、本来は国が定めたくくりがあると思うんですけども、その範疇に入るものについては、最小限度で害を及ぼさないというような、科学的根拠で国も許可を降ろしているのかなと。有機農業に影響を及ぼすかどうかとか、それを我々が判断するのは難しいかなと思います。

〇〇番 委員 最後になりますけど、薬剤のことではなく、転用目的実現の可能性がないでしょうということなんです。事業計画書が草を刈った後で考えますというような、そういう申請書を受付けないでほしいということです。

議 長 一番問題なのは薬剤は、土にかけたら無害化になるというのは分かっているんですが、どの程度水があるのかわからんですが、土の上に浮いてるようなところへ薬剤をまいて、流れていった場合には、被害が出てくるんじゃないかと。そこが反対されている一番の理由と思ったんですが、実際、ハスみたいなものなら泥の中に植えても、ちゃんと生育するやろうけど、沼みたいなとこだと盛土をかなりせんと無理なんじゃないかと思うんですけど。

その辺りの話とかはなかったんですか。

松平 係長 うちの方からは、沼田なんで植わらないんではという話はしたんですが、それでも植えられる部分はあるだろうから、そこへ植えますという話でした。1段目の隣の土地は相当水があると思うんですが、上の段とかなら植えられると考えているようで、植えられそうなところを選んで、そこへ植樹するという話を聞いていますが、実際の位置までは確認していません。そして、植樹できないところについては、当初のコスモスや花を植えるような形で対応するとの話を聞いています。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。除草剤をまいたら、それが下へ流れて行って被害を与えるといっておられたけども、100%で薄めたとして、それが水場に行ったとしたら、さらに薄まってしまいますし、原液をまいてるのではないんで、そこまで被害は出ないんではと思うんですが。そして、現地調査した際は、下手で農地は見当たらんかったんですけど。

議 長 200mぐらい下に水田、米を作っているという話だったけども。

〇〇番 委員 無農薬農業をしていた人はもうやってないです。今回ののはこれでやむを得んと思います。今後は現場を確認して、無理な計画であった場合は、計画を修正させるようにしてください。

議 長 いろいろ考え方はあると思うんですけども、本来は整地するぐらいで、切土や盛土はないという計画なんですけど、仮にこれが土を入れ替えて、盛土しないと桜が植わらなくなった場合、この計画にはないことやから、差し替えてもらう必要がある。切土盛土して周辺に被害がないかどうかというのを、施主の考え方をきちんと決めたいうえで、こうしますという話になれば、その内容で判断をするということになると思うんで、桜を植えるために土を取ってしまった後で、何メートルも盛土するのかなった場合、転用の許可をもう一度とる必要があるかどうか。その辺はどうですか。

岡内 局長 県と協議を行います、事業計画の変更の承認申請が必要になると思います。

議 長 そしたら、許可相当として、現状では盛土とかないけども、万が一、植樹するのはこのままでは無理となって、盛土する必要がある場合は、変更申請をもう一回出してもらう必要があるというのを、伝えておくようにしようか。それなら問題ないということになるな。農薬については問題あるかなと思ったんですが、周辺農地の耕作者も対応するという考え方でいってくれているので、最終の決を採りたいと思います。以上3件、異議なしとのことでございます。皆さん方、ご意見がなければ、最終的に許可相当ということで取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 さっきの2点、多く盛土したりしたら、別な問題も出てくるんで、変更申請が必要なことと、県とも協議してみたいです。それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 108㎡、作物は梅、10アール当たり

の収穫量は540kg、希望価格は60万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,214㎡、他6筆、合計3,993㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は500kg、希望価格は195が60万7,000円、〇〇〇〇が29万8,750円、〇〇〇〇が2万5,250円、〇〇〇〇が23万6,250円、〇〇〇〇が5万4,250円〇〇〇〇が4万4,500円、〇〇〇〇が3万5,750円、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,516㎡、他1筆、合計4,096㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は450kg、希望価格は〇〇〇〇が45万4,800円、〇〇〇〇が77万4,000円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上2件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番から願います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは高齢で農業ができないということと、後継者がいないということで、あっせん申出が出ております。場所はパイロットです。道路はありますけども、モノラック、スプリンクラー、この辺はございません。場所的にはいいところです。以上です。

議 長 はい、それでは2番についてですけども、2地区ありますので、〇〇〇〇の案件について、状況説明をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員が今日は欠席ですので、私から報告させていただきます。7月の22日に、〇〇委員と一緒に申請農地を見に行きました。〇〇〇〇の〇〇〇〇の6つですけども、老木だということで、反当り25万の希望価格で出ております。〇〇〇〇の土地については、反当り50万円。〇〇〇〇の〇〇〇〇の2筆は、反当り30万くらいですけども、この3筆の畑については、それなりに手入れされていますので、値段的にはこんなものかなと思っております。以上です。

議 長 はい、〇〇〇〇の物件も一緒に説明いただきました。ありがとうございます。それでは議案第4号農地等売渡あっせん申出2件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名をお願いします。2番は、〇〇〇〇の案件については、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名をお願いします。〇〇〇〇の案件については、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名をお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦労ですが、よろしく願いいたします。それではその他の案件でございます。7月の県の農業会議に提出致しました5条申請2件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定してありました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございません

か。無ければ、事務局から報告があればお願いします。ないようですので本日はこれで閉会したいと思います。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

〇〇時〇〇分終了